

# 納税通知書などが発送されます

7月に発送される保険証、納税通知書・税額決定通知書、医療費通知についてお知らせします。

## 保険証は7月中に

保険証を8月1日(金)に更新します。新しい保険証は、7月1日(火)から簡易書留で順次発送されます。

配達時に不在の場合は、7月30日(水)まで日本郵便に一時保管されます。「郵便物お預かりのお知らせ」に記載されている連絡先へ問い合わせてください。7月31日(木)以降は保険年金課(市役所1階)で保管しますので、受け取りにきてください。



## 有効期限が異なる場合も

保険証の有効期限は最長で平成27年7月31日ですが、同じ世帯でも有効期限が異なる場合があります。

## 有効期限の過ぎた保険証は

現在持っている保険証は、有効期限が過ぎてから、個人情報に注意して破棄するか、次の施設の保険証回収箱へ返却してください。

保険証回収箱設置施設 Ⅱ 保険年金課、下総・大栄支所、市民課赤坂・遠山分室、健康増進課(保健福祉館)

## 納税通知書・税額決定通知書は7月15日・22日に

国民健康保険(国保)税は、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分(40〜64歳の人のみ対象)に分かれ、それらの合計額が世帯主に課税されます。

納付書や口座振替で納付する世帯主には、納税通知書を7月15日

(火)に発送します。

年金から直接引き落とす特別徴収で納付する世帯主には、税額決定通知書を7月22日(火)に発送します。

災害などの特別な事情により生活が著しく困難なときは、分割納付や減免を受けられる場合がありますので、納税課(市役所2階・☎20・1519)に相談してください。

## 医療費通知は7月下旬に

国保に加入している世帯主宛に医療費通知を7月下旬に発送します。

この通知は、平成26年2〜4月に国保で受診した医療費の総額と保険者である市が負担した額をお知らせするものです。

通知を希望しない人は、7月11日(金)までに保険年金課へ連絡してください。すでに送付を希望しない旨の連絡をしている人は必要ありません。

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

## 課税限度額の改正・税の軽減制度

### 課税限度額の改正

国保税の課税限度額は、地方税法に規定する法定課税限度額の範囲内で市町村が定めることとされています。市では、平成26年度以降の課税限度額を次の通り改正しました。

区分	課税限度額	法定課税限度額
基礎課税分	51万円 (改正前50万円)	51万円
後期高齢者支援金等課税分	14万円 (改正前13万円)	16万円
介護納付金課税分	12万円 (改正前10万円)	14万円
合計	77万円 (改正前73万円)	81万円

### 税の軽減制度

前年中の所得が一定額以下の世帯には、加入者1人当たりにつき掛かる均等割額と、1世帯当たりにつき掛かる平等割額を軽減する

制度があります。軽減制度には7割・5割・2割軽減があり、平成26年度からは5割軽減・2割軽減世帯の対象範囲が拡大されます。

### 軽減制度

○7割軽減：前年中の合計所得(世帯主と加入世帯員全員の所得)が、33万円以下の世帯  
○5割軽減：前年中の合計所得が、24万5,000円×加入世帯員数+33万円で算出した額以下の世帯

○2割軽減：前年中の合計所得が、45万円×加入世帯員数+33万円で算出した額以下の世帯

世帯主と加入世帯員(所得申告を要する人)全員が、市・県民税などの所得申告をしていない場合は、軽減の適用を受けることができませので、速やかに申告をお願いします。